

# 朝鮮人強制連行、歴史用語から人権用語に

－日本弁護士連合会勧告と国連人権委員会の報告書－

朝鮮人強制連行真相調査団  
朝鮮人側中央本部事務局長  
洪祥進（ホン・サンジン）

2002年10月、日本弁護士連合会（以下、日弁連と略す）は、過去、大日本帝国による朝鮮人強制連行・強制労働問題に対し、小泉首相と連行企業に「真相究明」と「被害回復」措置を「講じること」と勧告した。

朝鮮人強制連行に関する日弁連の勧告は初めてのことであり、従来の歴史的な研究を踏襲しつつ、法的視点から強制連行の概念を分析し、日本政府の責任を明らかにした。このことは、日本軍性奴隷（「慰安婦」）問題の「強制連行」論議などにも影響を与える貴重な問題提起といえる。

## 1. 歴史用語

朝鮮人強制連行とは歴史用語であるが日本社会では一定の市民権を持って近年さまざまな視点で論じられている。

### （1）朝鮮人強制連行

朝鮮人強制連行の時期（1939年－45年）については、1950年代から在日朝鮮人史の時期的区分として用いられていた。1953年の姜在彦『在日朝鮮人渡航史』（2）では「日本への強制的な『労務供出』」としている。同様に1957年の朴在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』（1957年・新紀元社）でも「(D)1939年－45年8月間に於ける渡来（強制徴用期）」としていた。

次に、朝鮮人強制連行との用語自体は、中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標－中国人強制連行事件の記録－』（新日本出版社、1964年）に「その2 朝鮮人の強制連行」として使われている。

しかし、朝鮮人強制連行との用語を広く一般的に知らせたのは朴慶植「太平洋戦争時における朝鮮人強制連行」（『歴史学研究』1965年2月号）とそれを載録補充した『朝鮮人強制連行の記録』（未来社、1965年）である。

同書では日本軍性奴隷、軍人・軍属問題も若干記述されていたが以降、主に知られたのは朝鮮半島から「労務動員」により日本の炭坑・土木作業・軍需工場等へ奴隷狩りのように連行された典型的な肉体的強制による移動形態であった。

1990年代の主な研究は、朝鮮人強制連行の被連行地を朝鮮本土と日本国内を含め、連行先を日本に限定することなく旧「満州国」等の朝鮮国外と朝鮮国内への作業所を含めている。つぎに、連行先での労働形態は「労務動員」による炭鉱・土木作業・軍需工場での労働と軍人、軍属、日本軍性奴隷も強制連行に含まれるとした。

しかし、強制連行期が1939年－45年としていることから1930年代前半の日本軍性奴隷の連行をどのように扱うかとの問題と他民族への加害行為を単に日本国内法の視点で分析した限界があったと言える。

以上のことから朝鮮人強制連行の強制は当初、主に在日朝鮮人史の時期区分に使われ、1965年以降は、日本の植民地統治と侵略戦争による典型的な被害をあらわす用語との性格を持って使われたと言える。このような経緯から歴史用語といわれている。

### （2）強制労働とは

朝鮮人強制連行に並列するように「朝鮮人強制連行・強制労働」と使い始めたのは朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行・強制労働の記録－北海道・千島・樺太篇』（1974年、現代史出版会）以降である。同書では不十分ながら移動形態としての強制連行、労働実態としての強制労働との角度で報告書をまとめている。

さらに同書ではILO「強制労働に関する条約」との関連について「1938年（昭和13年）4月に『国家総動員法』を公布したあと、日本政府（第一次近衛文麿内閣）は、同年11月にはILO

(国際労働機関)を脱退した。それによって、日本政府は、ILOの「強制労働に関する条約」(タコ部屋的なものを禁じた)を守る義務をタナ上げにしておき、その翌年、強制労働政策を打ち出したのであった。」としていることからこの条約を念頭に強制労働との用語を使ったと考えられる。しかし、ILOを脱退してもいったん批准した国は、10年間は条約を廃棄できず、日本は廃棄手続すら取っていないことから、後半部分の説明は認識不足である。ちなみに、この点を指摘し、全面的な検討を加え、1992年国連人権委員会等で条約違反との決定的な日本政府の責任を取り上げたのは戸塚悦朗弁護士であった。

## 2. 日弁連の勧告と調査報告

### (1) 強制連行とは

「強制連行という用語の『強制』とは、肉体的・精神的強制を含むもので、この概念は遅くとも19世紀末には国際的に、20世紀初頭には国内的に確立されていた。」(報告書)と従来「強制」を拉致のような肉体的な強制だけではなく、いい仕事があると騙し、移動することも含まれると見ている。

さらに報告書では「強制」に対する、1993年3議院予算委員会での政府答弁「ごく自然に強制と言うことを受け取りまして、その場合には単に物理的に強制を加えることのみならず、脅してといいますか、畏怖させてこういう方法を本人の自由な意思に反してある種の行為をさせた、そういう場合も広く含むというふうに私どもは考えています。」(平成5年3月23日3議院予算委員会会議録第7号4頁)と日本政府もこの点に対しては異論がないとした。

また、1932年に日本人斡旋業者が長崎県の女性を「女給、女中」とであると騙し、上海の慰安所に連行した事件に対する1937年の大審院(当時の最高裁)判決から当時このような視点は国内的にも確定されていたとした。

このことからすると、歴史を歪曲する一部グループが「慰安婦」被害者は「いい仕事だと騙されたので、強制連行ではない」としていたが、これは「強制」の概念を「肉体的」強制に限定したものであり大きな問題点を含んでいる。例えば戦後の文献はもちろんのこと、1909年(明治42年)『大日本百科辞書法律大辞典』でも「強制」を「必ずしも身体に対する侵害」に限定することなく「財産名誉に対する侵害」も包含するとしている。言い換えるならば「慰安婦」問題に対する歪曲グループの主張は、単に歴史的な視点のみならず、自由と名誉との基本的人権の根底に関わる問題点を呈しているのである。

次に、今回の報告書では、前述の連行地、連行先、労働形態を引き継ぎ、新たに「1939年以前に行われた『誘拐』等の行為による結果も該当する。」(報告書)としたことにより「慰安婦」被害者の「強制」は、時期的な問題点も解消された。

### (2) 日本政府の法的な責任

報告書では日本政府の法的責任根拠として「強制労働ニ関スル条約(ILO第29号条約)」違反、奴隷条約及び国際慣習法としての奴隷制の禁止違反、そして「人道に対する罪」に該当するとした。

これまで日本国内では戦争犯罪(平和に対する罪、通例の戦争犯罪、人道に対する罪)のうち「人道に対する罪」は日本に適用された先例がないと考えられていたが、今回の調査報告書では極東軍事裁判所条例第5条2項(c)の「人道に対する罪」が秋田県花岡の中国人強制連行に関する軍事法廷(横浜第8軍司令部)で適用された。

すなわち、朝鮮人強制連行・強制労働は「戦争犯罪」であり、「人道に対する罪」に該当するのである。

## 3. 国連報告書より

『人権と基本的自由の侵害を受けた被害者の原状回復、賠償および更生を求める権利についての研究』(E/CN.4/Sub2/1993/8)より抜粋

137. 特別報告者は、ここに重大な人権侵害の被害者にたいする被害回復に関する以下の提案を提出する。

#### 一般原則

1. 国際法の下で、いかなる人権侵害も被害者の被害回復にたいする権利を発生させる。少なくとも以下のことがらを含む人権と基本的自由の重大な侵害には格別の関心が払われるべきである。集団殺害、奴隷制および奴隷制類似行為、略式あるいは恣意的な処刑、拷問および残酷で非人道的もしくは品位を傷つけるような取扱いまたは処罰、強制による失踪、恣意的かつ長期的な拘禁、住民の国外追放または強制的な移動、とくに人種または性別にもとづく組織的な差別。」

2. 人権および基本的自由を尊重し、また尊重を確保する国際法上の義務に違反した場合には、すべての国家が被害回復を行う義務を負う。人権の尊重を確保するための義務には、違反行為を防止する義務、違反行為を調査する義務、違反行為者にたいし適切な手段をとる義務、被害者に救済を提供する義務を含む。国家は、人権の重大侵害に責任あると思われるいかなる個人も、自己の行動にたいする責任から免かれることはないことを確保しなければならない。

3. 人権侵害の被害者にたいする被害回復は、犯された侵害の諸結果をでき得る限り除去または矯正することにより、また侵害を防止し、阻止することによって被害者の苦しみを救済し、正義を与えることを目的とする。

4. 被害回復は、被害者の必要と、要望に応じるものでなければならない。それは侵害の程度と、結果として発生した被害とに比例するものでなければならない。以下の諸項を含むべきである—原状回復、賠償、更生、満足、再発防止保証。」(以下略)

\*翻訳。日本の戦争責任資料センター『ファン・ボーン国連最終報告書』

上記報告書を1994年3月、国連人権委員会は全会一致で採択、とりわけ決議文では重大人権侵害被害者に対するこれまでの関心は不十分であったと認め「最終報告書のVIIIとIXに盛り込まれた基本的な原則及び指針についての提案」を歓迎し、「提案を検討するための対策を構ずることをここに勧告する」と記された。

#### まとめ

日弁連勧告と報告書は、これまでの朝鮮人強制連行の研究成果を生かし、朝鮮人強制連行の「強制」との概念は、国際法のみならず当時の国内法でも「肉体的・精神的」強制を含めていたことを明らかにした。すなわち、歴史的な研究成果を法的な視点で分析したといえる。次に、強制連行が他民族に対する奴隷制であることから日本政府の責任を国際法に基づき明確にした。

1990年代から国連人権小委員会、ILO等での日本軍性奴隷問題に対する調査と研究がなされた。

他民族に対する加害行為は当然国際法の視点で見べきであるが朝鮮植民地を「合法」という前提の日本国内法で見ているところに大きな問題点があると言える。

日本による朝鮮植民地統治の発端である1905年条約を国連国際法委員会(1993年)は「強制」によるものとしており、当然、この条約は当初から無効である。この条約を前提に1910年の韓国併合条約が結ばれたのであり、よって朝鮮植民地統治は「違法」で「占領」となり現在、この国連報告書を修正する意見すら出していない。

朝鮮人強制連行・強制労働は過去の問題ではなく現在に引き継がれた問題である。

この重大な人権侵害被害者が望む、真相究明・謝罪・賠償・再発防止がまったくなされていないことである。

このことから日本国内では、現在も重大な人権侵害が公然となされている。強制連行被害者とその子孫まで日本政府は制度的な差別を加えている。